

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成19年8月28日

施設名	高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場	所管課室	自然共生課
-----	------------------	------	-------

1 施設の概要

指定管理者名	室戸市 室戸市長 小松 幹侍	指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成21年3月31日
施設所在地	室戸市室戸岬町大字東大谷 (室戸阿南海岸国定公園内)		
事業内容	1 植栽の維持管理 2 キャンプ場の施設、設備の維持管理及び清掃等 3 キャンプ場内の行為の許可に関する業務 4 テントサイトの利用に関する業務 利用の許可等 窓口業務(予約及び申請の受付、利用料の收受等) 5 その他キャンプ場全般に係る業務(キャンプ場の利用促進等)		
施設内容	面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など(平成19年8月1日現在) <施設・設備等> 1 テントサイト オートサイト(AC電源付き)4区画 フリーサイト 20区画 2 炊事棟、トイレ・シャワー棟 3 芝生広場 2,053m ² 4 駐車場 <利用時間> 1 宿泊利用:午後3時から翌日の午後1時まで(連続して宿泊利用をする場合もできる) 2 一時利用(デイキャンプ):午前10時から午後4時まで <開園日> 1月1日から12月31日 <休園日> なし <利用料金> 平成19年8月1日から 1 宿泊利用 1区画:オートサイト 2,000円、フリーサイト 1,000円 2 一時利用(デイキャンプ) 1区画:オートサイト1,000円、フリーサイト500円 <利用料金の徴収場所> キャンプ場 <利用申込先> 室戸市観光深層水課		
職員体制	常勤職員 : 3 人 非常勤職員 : 1 人 合計 : 4 人		

2 収支の状況

単位:千円

収入と支出の項目の(1)は、事業計画書の予算書に基づくものである。
 平成18年度支出金額は、指定管理者の支出による。

		18年度(決算)	19年度(予算)
収入	県支出金	0	0
	使用料(1)	0	210
	その他	0	0
	収入計 (a)	0	210
支出	事業費	0	0
	管理運営費(1)	287	210
	人件費	0	0
	その他	0	0
	支出計 (b)	287	210

3 利用状況

	17年度(実績)	18年度(実績)	19年度(目標)
年間利用者数(単位:人)	1159	-	600
利用者意見等の反映	利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) 指定管理者制度導入前に、水道水が、水道施設の不備により、飲料不適切な水質であることが発覚したので、指定管理者は、施設の利用を断っていた。このため、予約電話、アンケート用紙及びインターネット等による利用者からの苦情、要望等はなく、利用者ニーズの把握や分析は行えなかった。		

4 平成18年度業務評価

項目	評価できる取組等	改善すべき課題
適正な管理運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入前に、水道水が、水道施設の不備により、飲料不適切な水質であることが発覚したので、指定管理者は、水道水の飲料適切な水質に改善するための水質確認作業等を定期的に試行、模索を行いながら改善に努めていた。 このため、指定管理者は、水道水飲料禁止の周知等を徹底して実施していた。 施設・設備等の清掃、植栽の維持管理が定期的に行われ、いつでも清潔、安全かつ快適な利用ができる優れた施設管理が行われていた。 定期的な巡視等による安全対策や施設・設備の維持管理確認、危機管理体制の確立等により、利用者の安全対策管理は適正に実施されていた。 ボランティアの協力により、施設の清掃等の施設管理が事業計画書を上回る取り組みであり、優れた管理が行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入前に、水道水が、水道施設の不備により、飲料不適切な水質であることが発覚した。このことは指定管理者の責ではないが、指定管理者として、水道水の飲料適切な水質に改善するための水質確認作業等を定期的に行ってきたにもかかわらず、飲料適切な状態に改善には至らなかった。 このため、指定管理者は、利用許可が出せず、来場者は正規の手続きによるご利用をして頂けなかった。 <p>備考 <平成19年度水道水の飲料水質状況等について> 平成18年度から引き続き指定管理者の定期的な取り組みにより、水道水の飲料適切が確認されたので、運営体制を整えたうえで、平成19年8月1日から利用許可を行う見込みである。</p>
利用者サービスの維持向上		<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービス業務が実施できなかった。
利用実績		<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの予約受付連絡を頂いた時に、施設の利用を断っていた。この時、利用許可を行う時の参考として、人数の把握・利用者ニーズの把握等は情報収集として必要であったが、行われていなかった。
収支の状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営代行料の支出については、仕様書に基づいて行われている。 	
総合評価	<p>指定管理者制度導入前に、水道水が、水道施設の不備により、飲料水としては不適切な水質であることが発覚した。</p> <p>このような状態であったので、指定管理者は、水道水を飲料適切な水質に改善するために水質確認作業等の対応に取り組んでいたが、平成18年度内に水道水が飲料適切な状態にはならず、施設利用の許可を行うことができなかった。</p> <p>水道施設のトラブルは、指定管理者の責ではなく、利用許可を行わなかったことは、利用者の生命保持と安全確保を優先した適切な対応であると理解できるが、一方で、利用者への施設利用促進を始め、利用者サービスの維持向上、利用者数の把握、利用者ニーズの把握等ができなかったことがあり、仕様書や事業計画書どおりの事業実施には至らなかった。</p> <p>清掃等の施設管理運営については、手入れが行き届いた管理が行われ、ボランティアの清掃協力もあり、仕様書、事業計画書の内容以上の特に優れた管理体制で行われていた。</p> <p>平成19年度は、利用者サービスの維持向上及び従来どおりの定期的な水質確認作業等が確保されることが見込まれることから、利用者の安全確保及びサービス維持向上を中心に適正な管理運営を期待する。</p>	
	C	